

任意継続被保険者になるにあたって

■任意継続被保険者制度について

任意継続被保険者制度とは、退職等するときに加入していた健康保険をご本人の希望により被保険者資格を喪失した日から20日以内に届出をすることで、最長2年間継続加入できる制度です。

任意継続被保険者制度は加入資格、喪失の事由、保険料について、健康保険法で定められています。

下記（◆）に記載の点をよくご理解いただき、申請の手続きをして下さい。

なお、保険証の発行は終了しましたので、「マイナ保険証」または「資格確認書（マイナ保険証がない方に交付）」でご受診頂きます。

◆任意継続被保険者となる要件

- ①資格喪失日（退職日の翌日）の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
- ②資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に手続きをすること。
- ③75歳未満の方。 *75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となります。

◆保険料について

1. 保険料の算定方法

【1】 保険料/月・・・標準報酬月額×保険料率 ※会社負担はなく全額自己負担

【2】 標準報酬月額・・・以下のうち、いずれか低い金額となります。

(1) 退職時の標準報酬月額

(2) 海空運健康保険組合の規約で定める額（令和4年4月から62万円）

【3】 保険料の見直し・・・組合規約の変更または保険料率の変更がない限り、2年間固定となりますが、期間の途中で介護保険被保険者の資格取得喪失等がある場合は請求額が変わります。

2. 保険料の納付方法

「前納」または「月納」から選択します。

前 納

9月または3月までをひと区切りとして、まとめて納めます。

例えば、任意継続の資格取得日（＝退職日の翌日）が7月であれば「9月まで」か「翌年3月まで」の2通りの納め方があります。資格取得日が10月であれば「翌年3月まで」という納め方になります。月納より少し割引になっています。

※「任意継続被保険者資格取得時前納早見表」で、標準報酬月額と資格取得月の交差しているところが資格取得時の納付額です。

〔注意〕前納は、資格取得日の属する月のうちに翌月以降分の保険料を納める場合に保険料が割引になる制度です。月の下旬が資格取得日となる方は、申請の時期によっては前納の希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

月 納

月額保険料を毎月納めます。

※「任意継続被保険者資格取得時前納早見表」の各標準報酬月額の「月額保険料」が資格取得時の納付額です。

★現在、39歳または64歳の方は、介護保険料の関係から早見表からは保険料を求めることができません。適用課までお電話くださるようお願いいたします。

◆資格の喪失について

任意継続被保険者は、下記の理由以外による資格喪失は認められません。(健康保険法第 38 条)

資格喪失理由	資格喪失日
①期間満了	任意継続被保険者となって2年を経過した日
②死亡	死亡した日の翌日
③保険料を納付しないとき	毎月払いの納付期限日の翌日 (通常 10 日。10 日が休みの場合は翌営業日が納付期限日となります)
④就職	再就職先で健康保険の被保険者となった日(市町村国保を除く)
⑤75歳到達等 (後期高齢者医療制度加入)	75歳到達、または、65歳以上で寝たきり等の障害により 後期高齢者医療制度の被保険者になった日
⑥任意の資格喪失を 申し出たとき	任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出が 受理された日の属する月の翌月1日

■必要書類

- ・任意継続被保険者資格取得申出書

扶養家族がいる場合に必要な書類

- ・健康保険被扶養者(異動)届
- ・被扶養者認定対象者現況届・・・高校生以下は不要
- ・「現況届に添付する書類一覧」に記載の添付書類

※扶養家族に収入がある場合、被保険者の収入が確認できる書類も必要になります。

■手続きの流れ

任意継続申請書類一式を健保に送付

健保より任意継続の「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」・納付書等を送付

※月の下旬に任意継続の資格を取得し保険料の前納を希望される場合は、「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」・納付書等の発送前に保険料の振込みをお願いすることがございます。

納付書に記載された期日までに保険料を納付

※前納の場合、納付書は資格取得月と2ヶ月目以降で2枚に分かれていますので、2枚とも期日までに保険料を納付してください。

※月納の場合、任意継続被保険者資格取得申出書の申請時期によっては、初回納付時に複数月分の納付が必要となることがあります。納付書は1ヶ月ごとに分かれていますので、2枚目以降の納付期限も必ずご確認のうえ、期日までに保険料を納付してください。

※期日までに保険料の納付がなかった場合、発行された任意継続の資格は無効となります。

「資格確認書」が返却され次第、「資格喪失証明書」を交付しますので、国民健康保険への加入手続きを行ってください。

◆国民健康保険の加入手続きが到着するまでの医療費については、医療機関によって対応が異なります。加入する医療保険の切替手続き中である旨お伝えいただき、医療機関の指示に従ってください。